

日田市移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日田市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、県外から本市に移住した者に対し、予算の定めるところにより、移住支援事業として移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、日田市補助金交付規則（平成9年8月1日規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 将来にわたって本市に5年以上生活の拠点を置くことをいう。
- (2) 移住者 本市の住民基本台帳に記録（以下「住民登録」という。）される日の前日から起算して過去5年以内に本市に住民登録のない者で、県外の市区町村から本市に転入し、住民登録されるとともに本市に生活の拠点を置く者をいう。ただし、転勤、出向等の職務上の転入、進学等による一時的な転入その他これらに類する転入、新卒採用者を除く。
- (3) 家業 一家の生計を立てるための職業であって、その家代々の職業としているもので、従業者が概ね9名以下で構成されていること。

(対象者の要件)

第3条 支援金の交付の対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる要件の全てに該当すること。

- ア 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- イ 支援金の申請日において、定住する意思を有していること。
- ウ 大分県移住支援事業実施要領第5(1)(ア)のd～fの要件を満たしている場合は、申請日の属する年度の4月1日時点で39歳以下の者に限る。ただし、18歳未満の世帯員を帯同している場合は、この限りでない。
- エ 暴力団員関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- オ 日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- カ 本事業以外に、移住応援給付金等、類似の補助金の交付を受けていないこと。
- キ 市長が支援金の対象として不適当と認めたものでないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる要件のいずれかに該当する就職であること。

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 就業先が、大分県マッチング支援事業で設置したマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載している求人であること。
- b 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- c 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて大分県マッチング支援事業実施要領第4条に示す対象法人に就業していること。
- d 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記aの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- e 就業先の法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- f 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- g 卒業後1年以内の初めての就業でないこと。

イ 専門人材の場合

国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- b 当該就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- c 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- d 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ テレワークの場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、日田市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- b テレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- c デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供がされていないこと。

エ 関係人口の場合

次に掲げる支給対象者の要件のいずれかに該当し、かつ地域の担い手の要件のいずれかに該当すること。

【支給対象者の要件】

- ・ 県や本市が実施する移住事業を利用したことがある者
- ・ 本市に居住経験のある者

【地域の担い手確保の要件】

- ・ 農林水産業に従事する者
- ・ 家業等へ就業する者

オ 起業の場合

大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領に定める起業支援事業に係る起業補助金の交付決定を受けていること。

(3) 複数人世帯に関する要件（複数人世帯向けの金額を申請する場合）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。なお、同一世帯か否かの確認は、原則として、住民票の世帯人数により判断する。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

オ 同一世帯に属する者が、本市に対して移住支援金及び移住応援給付金を申請していないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、予算の範囲内において交付するものとする。

(1) 単身 60万円

(2) 複数人世帯 100万円。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、次に掲げる移住元の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額を加算するものとする。

ア 大分県移住支援事業実施要領第5(1)(ア)のa及びbに該当する場合 200万円を上限として18歳未満の者1人につき100万円

イ アに掲げる移住元以外の場合 60万円を上限として18歳未満の者1人につき30万円

(交付の申請及び請求)

第5条 支援金の申請者は、日田市移住支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 世帯全員の戸籍の附票の写し

- (2) 就業証明書（申請者が就業の場合は様式第2号、テレワークの場合は様式第3号）又は法人事業届出済証明書、個人事業開業届出済証明書（法人経営者又は個人事業主としてテレワークを行っている場合）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 起業補助金の交付の決定を受けたことを証する書類（申請者が起業する場合に限る。）
- (5) 移住元の住所地の滞納のない証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び交付額の確定の通知並びに交付）

第6条 市長は、前条の申請及び請求があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、日田市移住支援事業補助金交付決定及び交付額の確定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するとともに支援金を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合、日田市移住支援事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知する。

（交付決定及び交付額の確定の取消）

第7条 市長は、支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定及び交付額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合
- (2) 支援金の交付申請日から5年以内に日田市から転出した場合
- (3) 支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- (5) その他この要綱の規定に違反した場合

- 2 市長は、前項の規定により交付決定及び交付額の確定を取り消したときは、日田市移住支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、当該取消しに係る申請者に通知するものとする。

（報告及び調査）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の交付の決定を受けた事業に関する報告を求め、又は調査を行うことができる。

（返還命令）

第9条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、日田市移住支援事業補助金返還命令書（様式第8号）により支援金の全額又

は半額の返還を命じることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 支援金の申請日から3年未満で日田市から転出した場合
- ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

支援金の申請日から3年以上5年以内に日田市から転出した場合

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この要綱の規定は、令和6年4月1日以降に転入した者について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この要綱の規定は、令和7年4月1日以降に申請した者について適用する。
ただし、要綱第3条(1)ウの規定は、令和7年10月1日以降に申請した者について適用する。